

第1条 BizSTATION市場リスク管理サービスおよびBizSTATION市場リスク管理サービス利用規定

1. BizSTATION市場リスク管理サービス（以下「Biz市場リスク管理サービス」といいます。）とは、BizSTATIONにて提供する「スワップ・オプション、通貨オプション、直物為替先渡取引（NDF）、為替予約、デリバティブ内包型預金、デリバティブ内包型貸出等（以下「市場リスク管理サービス対象取引」といいます。）に関する情報提供サービス（第2条に定めます。）」のことをいいます。
2. Biz 市場リスク管理サービスの利用にあたっては本BizSTATION 市場リスク管理サービス利用規定（以下「Biz 市場リスク管理規定」といいます。）およびBizSTATION利用規定を適用するものとします。（）なお、Biz市場リスク管理規定に規定された「本サービス」にはBiz市場リスク管理サービスが含まれるものとします。）

第2条 Biz市場リスク管理サービスの内容

- Biz市場リスク管理サービスは、市場リスク管理サービス対象取引に関する以下の情報提供、およびこれらに付随する各種機能の提供を内容とします。
- ① 残高照会・時価評価（第4条に定めます。）
 - ② 取引残高報告書・残高証明書（第6条に定めます。）
 - ③ 金利決定・決済通知・利息計算・償還金計算（第6条に定めます。）
 - ④ 行使通知・条件判定（第7条に定めます。）

第3条 利用申込・サービスの取止め

1. Biz 市場リスク管理サービスの利用を申込される方はBiz 市場リスク管理規定、BizSTATION利用規定その他の開通諸規定の内容をご了承のうえ、当行所定の「BizSTATION市場リスク管理サービス追加依頼書」に必要事項を記載して当行に提出するものとします。
2. お客さまは、Biz 市場リスク管理サービスの利用にあたって、サービス管理責任者または登録利用者全員のうち、1名以上の方について、メールアドレスの登録を行い、かつ「市場リスク管理サービスに関するお知らせ」のメール受信設定を行うものとします。かかる登録および設定がなされていない場合、当行はBiz 市場リスク管理サービスの利用を制限させていただきます。
3. お客さまは、当行所定の「BizSTATION市場リスク管理サービス取止め依頼書」を提出することにより、Biz 市場リスク管理サービスを取止めることができます。Biz 市場リスク管理サービスの取止めにあたって、お客さまが第9条第2項に基づいて取引残高報告書の紙面での発送を取止めている場合、当行は、当行での取止めにかかる処理を完了した時点より、取引残高報告書の紙面での発送を取止めるものとします。なお、Biz 市場リスク管理サービスの取止めは、取止め前にお客さままたは当行でないそれが、他方に対して負っている債務に対してはどの影響も及ぼさないものとします。
4. Biz 市場リスク管理サービス利用期間中にBizSTATIONで解約する場合は、前項の方法によりBiz 市場リスク管理サービスの取止めをする必要があります。また、Biz 市場リスク管理サービスの取止めと同時にBizSTATIONの解約をする場合は、別途当行所定の「BizSTATION解約依頼書」等を提出していただく必要があります。この場合、BizSTATIONの解約についてお電話等でのお申し出はお受けできません。

第4条 残高照会・時価評価**1. サービスの内容**

- Biz市場リスク管理サービスの「残高照会・時価評価」とは、お客さまが選択する基準日における、市場リスク管理サービス対象取引の残高および時価評価額等を画面に表示するもの、および、画面に表示された明細についてPDF形式またはCSV形式で出力するものといます。

2. 基準日

お客さまの照会操作時点において、表示および出力可能な残高および時価評価額等は、スワップ・オプションは3銀行営業日、それ以外の市場リスク管理サービス対象取引は2銀行営業日前を最新基準日としたうえで、過去6ヶ月間の各銀行営業日を基準日としたものとします（月末を基準日としたものについては、過去5年間とします。月末が銀行営業日でない場合、直前の銀行営業日を月末の基準日とします。）。

ただし、2011年2月10日以前の基準日における残高および時価評価額等については、本項前記にかかわらず、表示および出力することはできません。
3. 時価評価額

Biz 市場リスク管理サービスの「残高照会・時価評価」で提供する時価評価額は、当行が当行自身の時価評価算定方法に基づいてお客さまとの取引を時価評価したるものであり、当行がお客さまもしくはその他の第三者に対しその妥当性または正確性を保証するものではありません。お客さまが前記情報を利用することによりお客さまとの他の第三者に対し生ずるいかなる損害についても、当行は一切責任を負いません。

また、デリバティブ内包型預金およびデリバティブ内包型貸出については、Biz 市場リスク管理サービスの「残高照会・時価評価」で提供する時価評価額は、内包されるデリバティブ部分のみの時価評価額とします。預金部分および貸出部分の時価は含まれおりません。
4. 紙面による「時価評価額のお知らせ」との関係

当行により紙面で提供する該当の取引に係る「時価評価額のお知らせ」（お客さまの交付希望に基づいて提供するもの。）に記載の残高および時価評価額等と、Biz 市場リスク管理サービスの「残高照会・時価評価」で提供する当該取引に係る残高および時価評価額等の数値は同一のものになります。

第5条 取引残高報告書・残高証明書**1. サービスの内容**

- Biz市場リスク管理サービスの「取引残高報告書・残高証明書」とは、スワップ・オプション、通貨オプションおよび直物為替先渡取引（NDF）の取引残高報告書、ならびにスワップ・オプション、通貨オプション、直物為替先渡取引（NDF）および為替予約の残高証明書をPDF形式またはCSV形式で出力するものといます。
- ただし、残高証明書については、お客さまから別途「残高証明依頼書」（有料）の届け出があり、当行が紙面による「残高証明書」を発行する場合にかぎり、PDF形式またはCSV形式での出力可能とします。「残高証明依頼書」（有料）の届け出にあたっては、当行所定の手数料および消費税をいただけます。（税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただけます。）なお、当行が作成する時点で、前々月末より過去に遡った日を証明基準日とした残高証明書については出力できないとの制限があります。

2. 基準日

お客さまの照会操作時点において、出力可能な「取引残高報告書・残高証明書」は、取引残高報告書については5年前の1月1日以降分とし、残高証明書については過去5年分とします。

ただし、2011年2月10日以前に当行が作成した取引残高報告書および残高証明書については、本項前記にかかわらず、出力することはできません。
3. 時価評価額

Biz 市場リスク管理サービスの「取引残高報告書・残高証明書」で提供する時価評価額は、当行が当行自身の時価評価算定方法に基づいてお客さまとの取引を時価評価したるものであり、当行がお客さまもしくはその他の第三者に対しその妥当性または正確性を保証するものではありません。お客さまが前記情報を利用することによりお客さまとの他の第三者に対し生ずるいかなる損害についても、当行は一切責任を負いません。

4. 紙面による「取引残高報告書・残高証明書」の関係

当行により紙面で提供する該当の取引に係る「取引残高報告書」（第9条第2項の規定に基づいて取引残高報告書の紙面での発送を取止めているお客さまを除きます。）および「残高証明書」（お客さまの交付希望に基づいて有料で提供するもの。）に記載の残高および時価評価額等と、Biz 市場リスク管理サービスの「取引残高報告書・残高証明書」で提供する当該取引に係る残高および時価評価額等の数値は同一のものになります。なお、残高証明書については、紙面で提供する書面を正本、Biz 市場リスク管理サービスで提供する書面を副本とします（当行押印は紙面のみとなります。）。

第6条 金利決定・決済通知・利息計算・償還金計算**1. サービスの内容**

- Biz 市場リスク管理サービスの「金利決定・決済通知・利息計算・償還金計算」とは、スワップ・オプションの取引における金利決定通知書・決済通知書・デリバティブ内包型預金の取引における利息計算のお知らせ・次回適用利率のご案内・償還金計算書・条件充足通知書、および直物為替先渡取引（NDF）の取引における決済通知書等、PDF形式で出力するものとあります。

1. 基準日

お客さまの照会操作時点において、出力可能な「金利決定通知書・決済通知書・直物為替先渡取引（NDF）」について過去10年分、償還金計算書・条件充足通知書については過去20年分とします。

ただし、2011年2月10日以前に当行が作成した金利決定通知書・決済通知書（スワップ・オプション）・利息計算のお知らせ、および2012年4月10日以前に当行が作成した次回適用利率のご案内・決済通知書（直物為替先渡取引（NDF））・償還金計算書・条件充足通知書については、本項前記にかかわらず、出力することはできません。

2. 基準日

お客さまの照会操作時点において、出力可能な「金利決定通知書・決済通知書・直物為替先渡取引（NDF）」・利息計算のお知らせ・次回適用利率のご案内については過去20年分とします。

ただし、2011年2月10日以前に当行が作成した金利決定通知書・決済通知書（スワップ・オプション）・利息計算のお知らせ、および2012年4月10日以前に当行が作成した次回適用利率のご案内・決済通知書（直物為替先渡取引（NDF））・償還金計算書・条件充足通知書については、本項前記にかかわらず、出力することはできません。

3. 紙面によるお知らせとの関係

当行により紙面で提供する該当の取引に係る「金利決定通知書」「決済通知書」「利息計算のお知らせ」「次回適用利率のご案内」「償還金計算書」「条件充足通知書」に記載の情報と、Biz 市場リスク管理サービスの「金利決定・決済通知・利息計算・償還金計算」で提供する当該取引に係る情報とは同一のものになります。

また、当行は、直物為替先渡取引（NDF）取引認証書に記載する、画面による決済金額の通知には、Biz 市場リスク管理サービスを通じたPDF形式での電磁的方法等による通知を含めるものとします。

第7条 行使通知・条件判定**1. サービスの内容**

- Biz 市場リスク管理サービスの「行使通知・条件判定」とは、スワップ・オプション、通貨オプション、デリバティブ内包型預金およびデリバティブ内包型貸出の取引（以下「行使通知・条件判定対象取引」といいます。）における権利行使や条件判定等の結果等（以下「権利行使・条件判定等の結果等」といいます。）を画面に表示するもの、それら結果等にかかる通知書等をPDF形式で出力するもの、および画面に表示された明細等をCSV形式で出力するものとします。
- 行使通知・条件判定対象取引のうち権利保有者が当行である限りおよび条件判定を伴う取引（「条件判定を伴う取引」とは、外国為替相場・株式相場・商品価格相場等、金融取引市場における各種指標に基づき、契約的終了・継続・実行等を行なう取引を指します。）については、権利行使・条件判定等の結果等の更新時ににおける自動通知メールでの通知およびBiz 市場リスク管理サービス上のお客さまの閲覧ボタン押下の有無には関係なく、お客さまがBiz 市場リスク管理サービス上で権利行使・条件判定等の結果等を閲覧できるよう当行においてサーバーにデータを記録した状態をもって、当行からお客さまへの通知がなされたものとし、行使通知・条件判定対象取引のうち権利保有者がお客さまである取引については、お客さまが本項第2項に定める方法により画面に表示されている内容について閲覧ボタンを押下した時点をもって、その画面に表示されている内容にてお客さまから当行への該当権利行使する旨の通知がなされたものとします。
- また、Biz 市場リスク管理サービス以外の電話・電子メール等の手段によって、お客さまおよび当行が取引相手方に対して権利行使・条件判定等の結果等の通知を行なった場合には、かかるBiz 市場リスク管理サービス以外の電話・電子メール等の手段による通知を優先するものとします。

2. 閲覧操作の実施および操作実施者

- お客さまは、画面に表示される権利行使・条件判定等の結果等のすべてについて直ちに閲覧し、閲覧ボタンを押下する方法により閲覧操作を実施するものとします。万一、内容に疑義がある場合、お客さまは、直ちに当行に連絡するものとします。

3. 事後訂正

- 前項の閲覧操作の実施後にて、なんらかの事情により権利行使・条件判定等の結果等の訂正が発生した場合、お客さまは訂正後の権利行使・条件判定等の結果等を閲覧し、再度閲覧操作を行なうものとします。また、お客さまが再度閲覧操作

を行なった時点で、訂正前に権利行使・条件判定等の結果等に対して行った閲覧操作は無効となります。

4. 基準日

お客さまの照会操作時点において、表示および出力可能な「行使通知・条件判定」は、スワップ・オプション、デリバティブ内包型預金およびデリバティブ内包型貸出については、通知日または判定日が過去7年分から60日先であるものまでとし、通貨オプションについては、契約番号単位で最終資金支渡日から6ヶ月経過していないものとします。

ただし、通知日もしくは判定日または行使期日が2011年2月9日以前の明細については、本項前記にかかわらず、表示および出力することはできません。また、通知書等については、2012年2月10日以前に当行が作成したものは表示されません。

5. 紙面による通知書等との関係

当行より紙面で提供する場合の行使通知・条件判定対象取引に係る「通知書」「通知確認書」「通知書兼確認書」に記載の情報と、Biz 市場リスク管理サービスの「行使通知・条件判定」で提供する当該取引に係る情報とは同一のものになります。また、当行は、（i）金銭の相互支払に関する基本契約書、追約書および取引確認書、外国為替取引約定書、先物外國為替取引約定書について、（ii）金銭消費貸借契約書および特約書、（iii）特約付定期預金規定、ならびに（v）その他開通諸規定（本項において「デリバティブ等契約書面」といいます。）に定める、書面による通知には、Biz 市場リスク管理サービスを通じたPDF形式での電磁的方法等による通知を含めるものとします。

6. みなしき外国為替予約取引担当者

デリバティブ等契約書面の定めにかかわらず、当行は、Biz 市場リスク管理サービスの利用権限を保有するサービス管理責任者および登録利用者を、Biz 市場リスク管理サービスにおいてのみ、外国為替予約取引担当者とみなします。

7. 権利行使・条件判定結果等の連絡先（国内用）との関係

権利行使・条件判定結果等の連絡先（国内用）との関係は、連絡先（国内用）の届出がある場合でも、当行からお客さまへの通知は、本条第1項に定める方法によるものとします。

第8条 提供情報

1. Biz 市場リスク管理サービスでは提供される情報は、お客さまの照会操作時点で当行のシステム上提供可能なものに限られ、必ずしも最新の情報あるいはすべての情報を反映したものは限りません。
2. また、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項および第7条第4項に定める基準日については、当行のシステム機器等の障害または欠陥等やむを得ない事情がある場合には、各基準日の情報が更新されない場合があります。更新されなかつた第4条第2項に定める基準日は残高がない旨の表示がされます。
3. 第2項の規定にかかる取引の取り消し、および「市場リスク管理サービスに関するお知らせ」等に内容の変更があった場合、当行は、取引残高報告書を除き、すでにBiz 市場リスク管理サービスにおけるお知らせ等に表示された情報について訂正または取消を行なうことがあります。この場合、訂正または取消した旨の通知を行なわない場合もあります。
4. Biz 市場リスク管理サービスで提供される情報において、当行のシステム機器等の障害等により正しい数値が反映できない場合や、取り消しや条件変更等を行なった場合等において、お客さまが閲覧可能な情報を制限させていただきます。その場合、当行担当者までお問い合わせください。

第9条 取引残高報告書にかかる電磁的方法による交付

1. 当行がお客さまへ交付する取引残高報告書について、紙面による交付に替えて、Biz 市場リスク管理サービスによりインターネットを通じて交付するサービス（以下「電子交付」といいます。）について、その取り扱い等を本条に定めます。
2. 電子交付の承諾および申込方法

お客さまは、取引残高報告書について電子交付を利用する場合、本条を承諾のうえ、当行所定の書面により申込むものとします。お客さまから電子交付の申込があり、当行で電子交付を完了した時点より、当行は、取引残高報告書について電子交付を受取れるものとします。
3. 電子交付の方法・種類および内容

当行は、電子交付の方法として、当行の使用にかかるコンピューターに備えられたお客さまファイルに記録された記載事項をインターネットを通じてお客さまの閲覧に供する方法（「金融商品引取等に関する内閣府令」第56条第1項第1号）により、紙面による交付に替えて、Biz 市場リスク管理サービスのお客さまの特定ページにおいて取引残高報告書の記載事項をお客さまに提供するものとします。ファイル記録方式は、PDFファイル（Acrobat Reader 6.0以上）とします。
4. 電子交付における通知

当行は、取引残高報告書の電子交付を行なった場合、お客さまが第3条第2項の規定に基づいて登録したメールアドレスに対して、電子交付を行なった旨の通知を行なうものとします。
5. 閲覧可能基準日

お客さまが本条により電子交付を利用する場合、第5条第2項に定める基準日において閲覧可能とします。ただし、本項の規定にかかる限り、以下に該当する場合には、該当する基準日に限って、当行はお客さまの閲覧を停止できるものとします。

 - （1）当該記載事項において当行が画面による交付を行なった場合
 - （2）お客さまの承諾を得て当行が他の電磁的方法等（電子メールを利用する方法、または当該記載事項を記載したフロッピーディスクもしくはCD-ROM等を交付する方法等）による交付を行なった場合
 - （3）お客さまが当該記載事項にかかる消去の指図を当行へまい、かつ、当行がこれを了承した場合
6. 確認事項

お客さまは、以下の事項について確認を行なったうえで、本条第2項により電子交付の利用を申込むものとします。

 - （1）お客さまは、Biz 市場リスク管理サービスを利用することが可能であること。
 - （2）本条第4項に規定する通知を当行が行なうことができるよう、お客さまにおいて、第3条第2項の規定に基づいて、当行がBizSTATION上のお客さまの特定ページを通じてメールアドレスの登録を行なうこと、およびメールアドレスが変更となった場合には変更後のメールアドレスの登録を行なうこと。
 - （3）お客さまは、電子交付で開闢する取引残高報告書について、お客さまの使用するコンピューターに備えられたハードディスク等に記録することができるること。
 - （4）お客さまは、本項第3号の記載を出力することにより、当該書面の作成が可能であること（具体的には、プリンター等を保有されていること。）。
 - （5）お客さまは、電子交付を利用する場合、取引残高報告書の内容を確認すること。
 - （6）本項前5号の場合において、Biz 市場リスク管理サービスの取止め以前に、お客さまにおいて本項第3号または第4号により当該書面の記録または作成を行うこと。
7. 電子交付にかかる申込の撤回

当行は、本条第2項の規定に基づく電子交付の承諾および申込を行なったお客さまから、当行所定の方法により電子交付にかかる申込の撤回があつたときは、当行内でその撤回にかかる処理を完了した時点より、当行は取引残高報告書について電子交付を再開するものとします。

第10条 免責事項等

- 当行は、いかなる場合においても以下の各項に列挙する損害に關し、損害を賠償する義務を負わないものとします。
1. Biz 市場リスク管理サービスに関連してあるいはその結果として、お客さま、またはその他の第三者に発生する二次的、付随的、特別または結果の損失、債務、損害、出費等
 2. お客さまが、外国為替相場の変動その他のBiz 市場リスク管理サービスに関連してあるいはその結果として得られる可能性のあった、利益、データ、ビジネス、暖簾、予定していたリスクヘッジ、貯蓄、機会、用途等の損失
 3. Biz 市場リスク管理サービスの不具合、瑕疵等による、Biz 市場リスク管理サービスに関連する取引の不成立、成立に起因してお客さまに生じる損失、債務、損害、出費等
 4. 第8条各項によりお客さまに生じた損害等

第11条 開示規定の適用・準用

- Biz 市場リスク管理規定およびBizSTATION利用規定に定めのない事項については、（i）銀行取引約定書、（ii）金銭の相互支払に関する基本契約書、追約書および取引確認書、（iii）外国為替取引約定書または先物外國為替取引約定書、（iv）通貨オプション取引および「先物外國為替取引（為替予約）」の取扱いに関する変更合意書、（v）金銭消費貸借契約書および特約書、（vi）特約付定期預金規定、ならびに（vii）その他開通諸規定を適用または準用するものとします。また、日本および関係各國の法令、慣習および関係銀行所定の手続に従って取り扱うものとします。

第12条 サービス内容または規定の変更

- 当行はBiz 市場リスク管理サービスまたはBiz 市場リスク管理規定の内容を、事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

以上